FP3級試験の対策とポイント　＜リスク管理＞

1．　保険制度全般

① 保険の募集ができるのは、保険募集人、保険代理店、保険仲介人（ブローカー）限られ、**保険仲介人には**保険契約を締結する権限、告知書を受領する権限、保険料を領収する**権限がない**。

② 保険の募集を含めた保険事業が健全に運営され、保険契約者を保護するために**保険業法**があり、**保険募集の禁止行為や罰則が定められている**。

③ 保険契約者からの**文書による一方的な意思表示により**、申込みの撤回、契約の解除を行うことを認める制度をクーリング・オフというが、保険契約が1年以内の契約、法人の契約、医師の診断を受けた契約等は**適用対象外**である。

④ 申込日とクーリング・オフの内容を記載した書面を受け取った日の**どちらか遅い日（起算日）から8日以内**であれば、クーリング・オフが適用される。したがって書面を受け取らなかった場合は、起算日が到来していないので、**いつでも撤回を通知できる**。

⑤ 保険契約者保護機構では、保険会社が破綻した場合に資金援助して契約者保護を図るが、生命保険の場合はほとんどすべての契約の**責任準備金の90%を補償**する。

⑥ 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険会社の支払い能力を表した数値であり、数値が大きいほど支払い能力があることを意味し、**200%以上が健全**とされている。

⑦ 本人確認法とは、テロ対策やマネーロンダリング防止を目的として施行されたものであり、平成19年4月より**10万円を超える現金による振込みには本人確認書類（免許証やパスポートなど）が必要**になった。ATMによる振込みはできない。

2．　生命保険

① 生命保険の保険料は、**大数の法則**と**収支相当の原則**に基づき、主に**予定死亡率**、**予定利率**、**予定事業費率**を用いて算出される。

② 生命保険の**剰余金（利益）は死差益、利差益、費差益から生じる**。剰余金が発生した場合、その20%以上を原資として配当金が分配される。

③ 保険の種類は配当タイプ別に3つに分類されるが、**保険料は有配当保険、準有配当保険、**

無配当保険の順で、後者ほど安くなる。

④ **「契約のしおり」**とは、保険約款から重要と思われる条項を抜き出し、簡単にまとめた小冊子で、**必ず契約前に保険契約者に手渡さなくてはならない**。

⑤ 生命保険会社が契約上の責任を開始する**責任開始日は申込・告知（診査）・第1回保険料払込の3点が完了した日**であり、保険会社の承諾日とは関係がない

⑥ 猶予期間が過ぎても保険料が払い込まれず、生命保険契約が**失効**した場合、失効後一定期間（**3年**、変額保険は3ヶ月）以内であれば、保険会社の承諾を得て契約を元に戻すことができる。これを**復活**という。その際、延滞保険料と利息を支払い、**改めて告知（診査）が必要**となる。

⑦ 現在加入している保険の**責任準備金や配当金を利用**して、新たな保険に**同じ保険会社**で加入することを**契約転換制度**という。その際、**改めて告知（診査）が必要**となり、保険料は**転換時の年齢、予定利率による計算**となる。

⑧ 保険料の払い込みを中止し、その時点の**解約返戻金を活用**して、同額の一時払定期保険に変更する方法を**延長（定期）保険**という。一般的に**保険期間は短くなり**、**特約は消滅**する。

⑨ 保険料の払い込みを中止し、その時点の**解約返戻金を活用**して、同じ契約期間の同種類の保険（または養老保険）の一時払い保険に変更する方法を**払済保険**という。**保険金額は少なくなり**、**特約は消滅**する。

⑩ 保険の基本形として、**定期保険、終身保険、養老保険**の3つがある。保険金額、保険期間等、同一条件であれば、**後者ほど貯蓄性が強く保険料も高い**。

⑪ 定期保険は、一定期間内に死亡あるいは高度障害状態になった場合に保険金が支払われるが、**基本的に保険料は掛け捨て**であり、解約返戻金はないか、あってもごくわずかである。また保険期間には全期型と更新型（5年ごと、10年ごとなど）があり、同じ保障内容であれば、**全期型の方が保険料の総額は少なくて済む**。

⑫ 終身保険は、死亡保障が一生涯続くため、解約しない限り保険料は必ず支払われる。契約後、**一定期間が過ぎれば解約返戻金も大きな額になる**ため、保障性と貯蓄性を併せ持った保険といえる。特に相続税対策に適している。

⑬ **定期保険特約付終身保険**とは、終身保険を主契約とし、それに定期保険特約をつけることにより、一生涯の保障を確保するとともに、一定期間の保障を大きくする保険である。これ

まで主な国内生命保険会社の主力商品であった。

⑭ 養老保険は、保険期間内に死亡すれば死亡保険金が、満期まで生存していれば同額の満期保険金が支払われる**生死混合保険**である。貯蓄性が非常に強く、特に一時払養老保険は金融商品としての性格が強い。

⑮ アカウント型保険のアカウント（積立）部分の**予定利率は一定期間ごとに見直される**が、一般的に最低保証があり、運用が悪くても最低保証利率より低くなることはない。

⑯ 変額保険は、保険金の額が特別勘定の運用によって変動するタイプの保険である。一般的に**死亡・高度障害保険金には最低保証がある**が、**満期保険金には最低保証がない**。

⑰ 個人年金保険は、年金の支払期間により、**終身年金、確定年金、有期年金**に分けられ、その他の条件が同一であれば、**年金の額は後者ほど多い**。また、夫婦どちらかが生きている限り年金を受け取れる夫婦（連生）年金保険というのもある。

⑱ 変額年金保険は、**特別勘定での運用実績次第で年金の支払額が増減**する個人年金保険で、低金利時代におけるインフレ対策として期待されている。

⑲ **リビング・ニーズ特約**とは、被保険者が**余命6ヶ月以内**と診断された場合に、死亡保険金の一部または全部が支払われる特約である。**割増保険料は不要**である。

⑳ **特定疾病保障特約**は、がん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態と診察された場合の他、その他の病気や事故で死亡または高度障害状態になった場合にも保険金が支払われる。**ただしどちらかの場合で保険金を受け取った時点で特約は終了する**。

3． 簡易保険

① 簡易保険（かんぽ）は日本郵政公社が取り扱っている保険であり、**小口・月掛・無診査**を基本としている。新規加入時は**1000万円**（15歳以下は**700万円**まで）が限度であり、加入後4年経過で20歳以上55歳以下であれば**1300万円**まで加入可能となる。

② 簡易保険は無診査ではあるが、**告知は必要**であり無制限に加入できる訳ではない。**危険な職業による加入制限がなく**、保険料も一般加入者と同額である。加入1年6ヶ月以上経過後の不慮の事故や特定感染症による死亡は基準保険金額の**倍額**を支払う（保険金倍額支払制度）。

4． 生命保険と税金

① **生命保険料控除**には、一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除があり、所得税の場合、それぞれ最高で**5万円**（**合計で10万円**）、住民税の場合、それぞれ最高で**3万5千円**（**合計で7万円**）の所得控除が受けられる。

② 契約者（保険料負担者）＝夫、被保険者＝夫、保険金受取人＝妻（または子）、といった生命保険契約の場合、死亡保険金を受け取った際は、**相続税（500 万円×法定相続人の数の非課税枠あり）**の課税対象となる。＜夫のお金（遺産）が妻へ相続されたと考える＞

③ 契約者（保険料負担者）＝夫、被保険者＝妻、保険金受取人＝夫、といった生命保険契約の場合、死亡または満期保険金を受け取った際は、**一時所得として所得税**の課税対象となる。＜夫が生命保険を利用してお金を稼いだと考える＞

④ 契約者（保険料負担者）＝夫、被保険者＝妻、保険金受取人＝子といった生命保険契約の場合、死亡または満期保険金を受け取った際は、**贈与税**の課税対象となる。＜夫のお金が子へ生前贈与されたと考える＞

⑤ 生命保険の契約者A（保険料負担者）からBへ契約者変更があった場合、BはAから保険契約を譲り受けたとみなされ、**相続税**または**贈与税**の課税対象となる。その際の評価額は**解約返戻金相当額**となる。（生命保険契約の権利の評価）

⑥ 高度障害保険金、入院給付金、生前給付保険金（リビング・ニーズ特約、特定疾病保険等）については被保険者本人はもちろん、家族（指定代理請求人）が受け取った場合でも**非課税**となる。

5. 法人における生命保険の経理処理

① 法人契約の保険料は、定期保険や医療保険など**貯蓄性のない保険**については、**損金算入**となり、法人税の節税効果がある。一方、終身保険や養老保険など**貯蓄性のある保険**については、**原則として資産計上**となるが契約形態によって経理処理が異なる。＜損金とは会社の必要経費である＞

② 法人契約の終身保険では、**死亡保険金受取人＝法人の場合、資産計上**となり、**死亡保険金受取人＝従業員の遺族の場合、損金算入（給与・報酬）**となる。

③ 法人契約の1／2養老保険（**ハーフタックスプラン**）では、**死亡保険金受取人＝（原則全）従業員の遺族、満期保険金受取人＝法人**とすることにより、**保険料の1／2を資産計上、1／2を損金算入（福利厚生費）**することができる。法人は受け取った満期保険金を退職金に充当する。ただし特定の従業員のみ加入の場合は被保険者の給与として損金算入する。

④ 法人が受け取った死亡保険金を、退職慰労金・弔慰金規定に則り、役員・従業員の遺族に支払う場合は、**不相当に高額でなければ**、法人は必要経費として**全額損金算入**することができる。

⑤ 死亡退職金には死亡保険金の場合と同様、**「500 万円×法定相続人の数」**の非課税枠がある。

⑥ 弔慰金については、**業務上死亡の場合は最終報酬月額×36ヶ月分**、**業務外死亡の場合は最終報酬月額×6ヶ月分**に相当する額が、相続税法上、**非課税**とされている。

6. 損害保険

① 保険金額が保険価格（通常は時価）を上回っている契約を**超過保険**といい、保険価格を超える損害金額は**支払われない**。

② 保険金額が保険価格（通常は時価）を下回っている契約を**一部保険**といい、保険金は、保険金額と保険価格の割合に応じて支払われる（**比例てん補**）※P93の計算式を覚える！

③ 損害保険の保険料は、その危険に応じて公正に算出されなければならない。これを給付・反対給付均等の原則（**レクシスの原則**）という。

④ **失火責任法**により、**軽過失で隣家を焼失させても隣家に対する賠償責任は負わない**。隣家も賠償請求できないため、自分で火災保険を手当てしておく必要がある。

⑤ **製造物責任法（PL法）**により、製造物の欠陥により身体・財物に危害を加えられた被害者は製造業者などの**過失の立証責任がなくなった**。

⑥ 地震保険は**単独で加入することはできず**、火災保険に付帯して加入する。保険金額は火災保険金額の**30%～50%の範囲**で設定し、**建物は5000万円**、**家財は1000万円**が限度である。

⑦ **自賠責保険**で支払われる保険金の限度額は、死亡の場合は**1名あたり3000万円**である。ひき逃げや無保険者による事故の場合は対象外であり、被害者救済のために別途、**政府の保障事業**（自賠責保険と同額の補償）がある。

⑧ 傷害保険とは、**急激・偶然・外来の事故**でけがをした場合に、死亡・後遺障害保険金、入院・通院・手術のための保険金等が支払われる保険である。

⑨ 海外（国内）旅行傷害保険は、海外（国内）旅行の目的で**住居を出発したときから帰宅するまでを補償**する保険である。**細菌性食中毒も補償される**。**海外旅行傷害保険については、地震・噴火・津波が原因の傷害も補償され、病気も補償される**。

⑩ 年金払積立傷害保険の年金には、確定型と保障期間付有期型の2つのタイプがあるが、**終身型はない**。

⑪ 個人賠償責任保険は、個人が日常生活の偶然な事故により、第三者に損害を与えたときの法律上の損害賠償責任を補償するための保険である。本人だけでなく、**配偶者および生計を一にする同居親族、生計を一にする別居の未婚の子も補償の対象**となる。

⑫ **災害、盗難、横領**等で家財や生活用動産が損害を受けた場合、**雑損控除**が受けられるが、保険金や損害賠償金を受け取った場合は、**それらを差し引いた額**が対象となる。

⑬ **災害**により**住宅や家財**が時価の50％以下になった場合、**災害減免法**によりその年の所得税の一定割合が減免される。ただし**雑損控除と災害減免法は同時には利用できない**ので、どちらかを選択することになる。

7． 第三分野の保険

① 医療保険の基本的な保障は、**入院給付金**と**手術給付金**であり、入院給付金には1入院あたりの支払限度日数と通算の支払限度日数がある。

② がん保険は、がんの保障に絞っているため医療保険より保険料は割安であるが、**3ヶ月（または90日）の待期間はがんと診断されても給付金は支払われない**。また入院給付金の支払日数には制限がない。

③ 民間の介護保障保険の要介護状態の認定基準は、**公的介護保険と異なり、あくまで保険会社が独自に判断する**。したがって公的介護保険では保障されない第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の「寝たきり」でも所定の要件を満たせば担保される。